

白河市佐平林遺跡出土の瓦について

主任学芸員 吉野 滋夫

1 はじめに

佐平林遺跡は、白河市東上野出島字谷地前に所在する。ここから出土した遺物のなかで瓦がみられる。一般的に集落跡には瓦葺きの建物がみられないため、瓦が出土することはない。しかし、本遺跡から瓦が出土することについて検討してみたい。

2 遺跡の概要

佐平林遺跡は、矢武川沿いの段丘南緩斜面に位置する集落跡である。検出された主な遺構は、竪穴住居跡 60 軒、掘立柱建物跡 26 棟、土坑 110 基、溝跡 12 条である。出土した主な遺物は、土師器・須恵器・円面硯・形象硯・施釉陶器・瓦・土製土玉・羽口・木製品・井戸杵・帯金具・刀子・鉄製紡錘車・釘などである。

6～10世紀にわたる集落跡の特色は、6世紀では大型の竪穴住居跡を取り囲むように小型の竪穴住居跡が配置され、8世紀から9世紀にかけては竪穴住居跡と掘立柱建物跡が共存している。

3 瓦が出土した遺構について

佐平林遺跡の発掘調査では、調査区がⅠ～Ⅷ区に区分され、調査区ごとに遺構番号が付けられている。このため調査区名と遺構名を併記する。

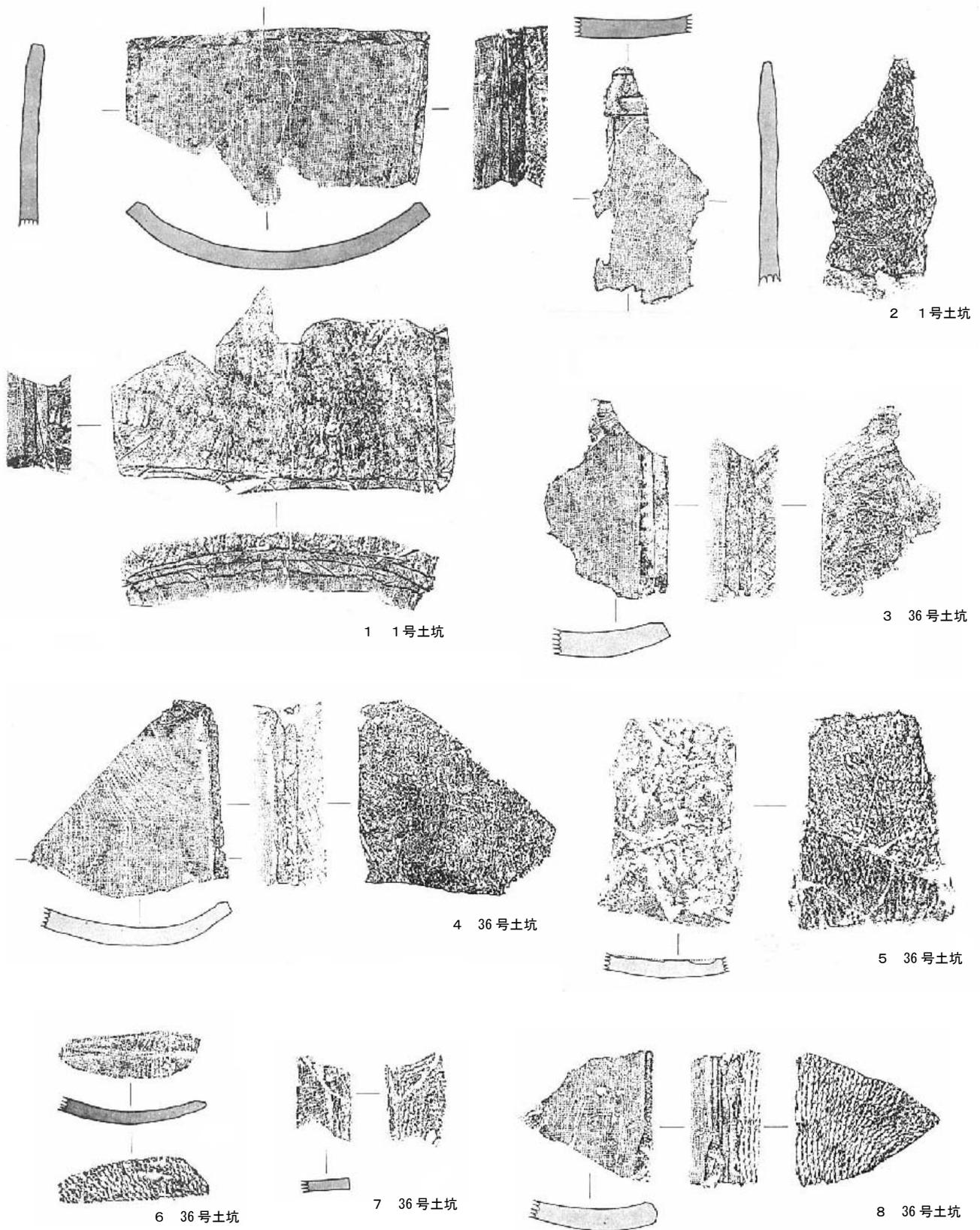
瓦はⅠ～Ⅳ区 1・36号土坑、Ⅵ区 2号建物跡と遺構外、Ⅷ区 5・13号住居跡、15号土坑、遺構外から計 31点出土した。その他、試掘調査でも瓦が 1点出土している。これらのうち、Ⅷ区 13号住居跡出土瓦については、その所在が確認できなかったためここでは除外する。

各遺構での瓦の出土状況は、Ⅰ～Ⅳ区 1・36号土坑、Ⅷ区 15号土坑では人為堆積土から出土した。そのなかでもⅠ～Ⅳ区 1・36号土坑では、炭化物・焼土粒・粘土塊を含む堆積土から出土しているため、廃棄物として投棄されたことが考えられる。2号建物跡では掘形内埋土から出土した。この建物跡では、建て替えがなされているためその過程で混入した可能性が高い。5号住居跡では自然堆積土から出土しているため、埋没の過程で混入したものであろう。以上みてきたように、瓦が出土した遺構では混入または廃棄されたことが分かる。

各遺構の時期はⅠ～Ⅳ区 1・36号土坑が9世紀前半、Ⅵ区 2号建物跡・Ⅷ区 15号土坑が9世紀後半、Ⅷ区 5号住居跡が8世紀後半である。

4 出土瓦について (図1・2)

瓦の種類はすべて平瓦で、破片の状態出土している。凸面に縄タタキがなされ、凹面には布目痕がみられる。また、側面にはヘラケズリにより2・3面の面取りがなされている。面取



0 10cm

図1 佐平林遺跡 (I~IV区) 出土瓦

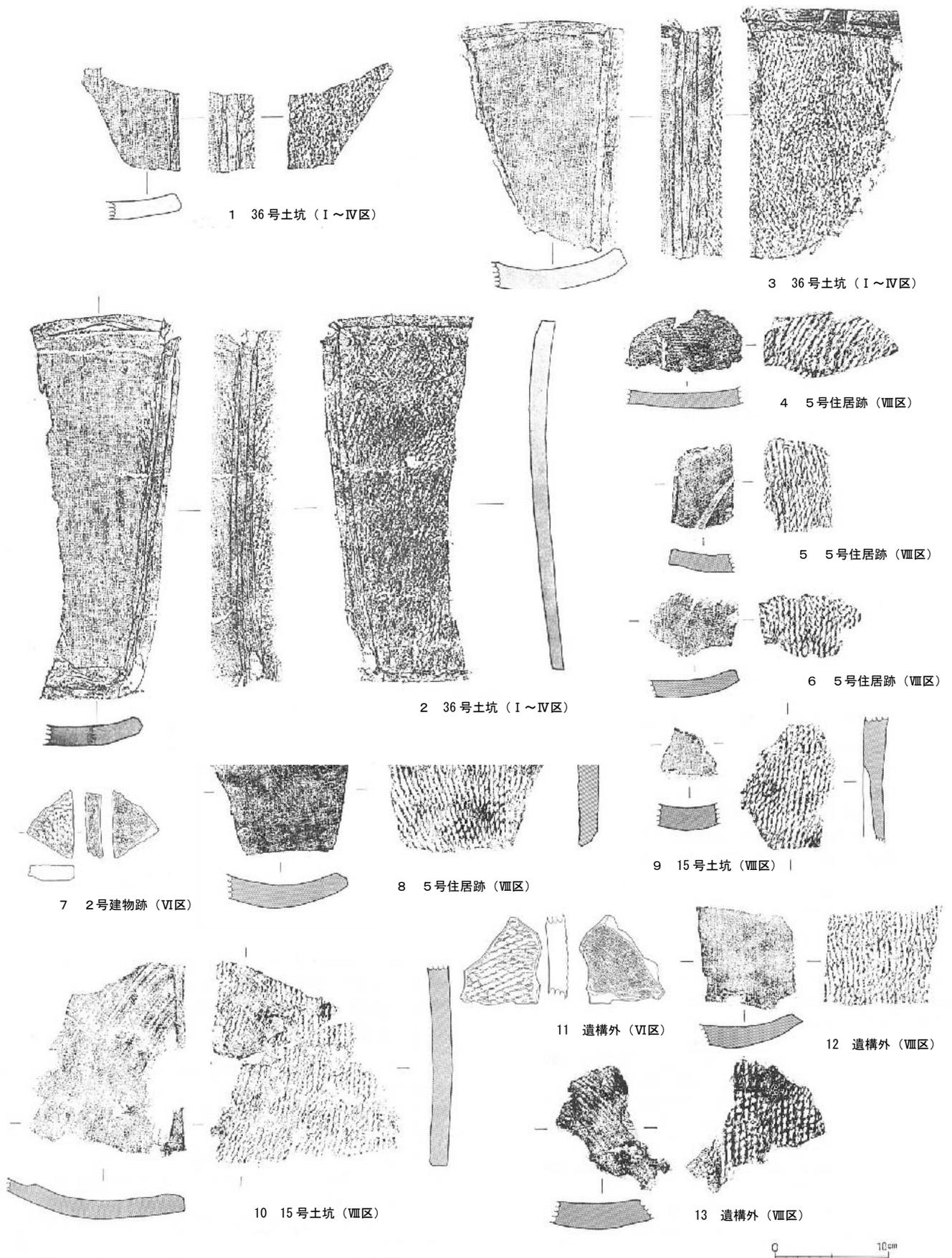


図2 佐平林遺跡 (I~IV・VIII区) 出土瓦

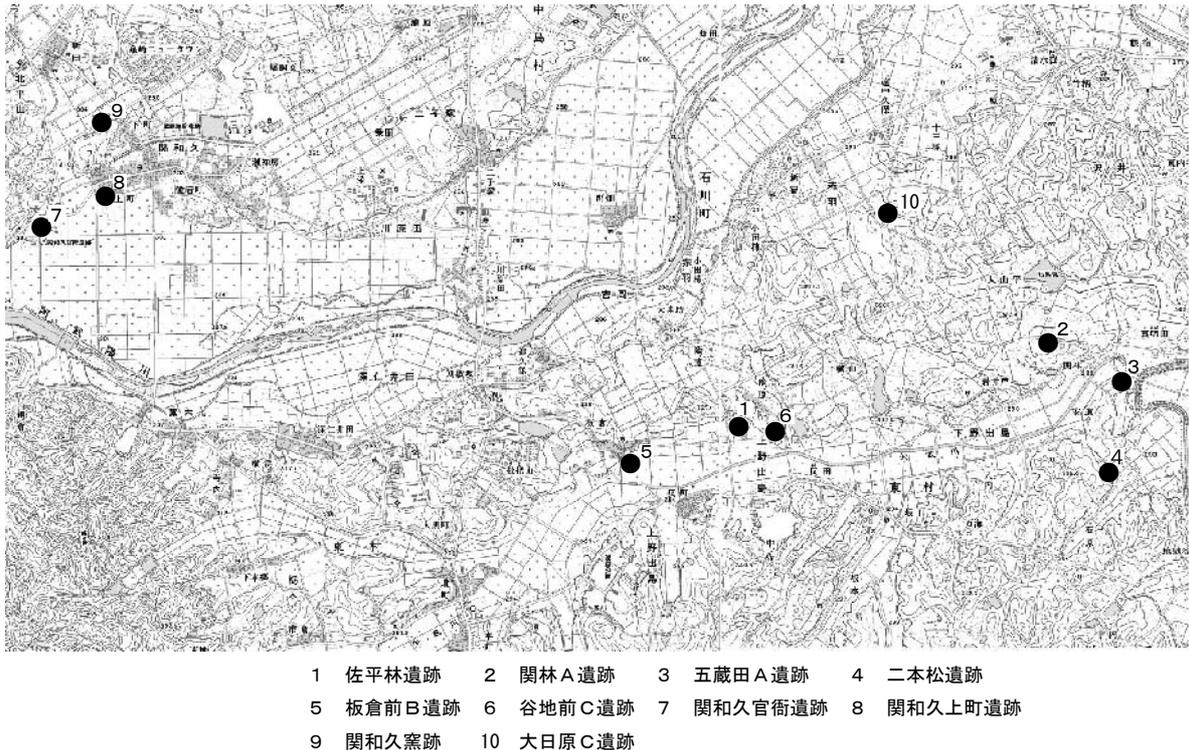


図3 遺跡位置図

りは2面が多く、図2-1～3のみが3面である。

I～IV区から出土したものは、凸面の縄タタキを全面にわたりスリ消しているもの（図1-1～4）、凸面の縄タタキを部分的にスリ消しているもの（図2-1・2）などがある。図1-8、図2-3～13は、凸面の縄タタキをスリ消していない。

図1-5～7の色調は褐色で、凸面の磨滅が著しい。そのため、縄タタキのスリ消しの有無は明確ではない。特に5の凹面の大半は剥離している。図1-2・4、図2-10の凹面には糸切痕が認められる。

本遺跡から出土した瓦の凹面には、桶巻き作りを示す杵板痕がみられないことから、一枚作りによるものと考えている。

5 周辺遺跡との関係（図3）

佐平林遺跡での瓦の出土状況から、他の場所から持ち込まれた可能性が高い。ここでは、その場所について特定してみたい。

本遺跡の周辺に立地する白河市関林A遺跡・五蔵田A遺跡・二本松遺跡や石川町大日原C遺跡などから瓦が出土している。また、佐平林遺跡に隣接する白河市板倉前B遺跡からは石製石帯が出土し、同市谷地前C遺跡では竪穴住居跡と掘立柱建物跡が計画的に配置されている（1995辻）。このようなことから、律令体制での末端支配の在り方を考える上で重要な地域である。

大日原C遺跡から出土した瓦の凸面には、縄タタキがなされ、凹面の布目痕はスリ消されていない。このことから、佐平林遺跡の瓦と同じ凸面の調整方法である。大日原C遺跡は発掘調査により、奈良・平安時代の集落跡と確認されている。この遺跡も集落跡で、瓦葺きの建物跡

などは確認されていないことから、他の場所から持ち込まれた可能性が高い。

泉崎村関和久官衙遺跡は、佐平林遺跡から北西へ約5kmに位置する。佐平林遺跡は白河郡内に含まれ、関和久官衙遺跡は白河郡衙跡である。関和久官衙遺跡から出土した平瓦のうち、佐平林遺跡の瓦と同じく凸面に縄タタキがなされているのは、平瓦第V類である。その大きさは長さが32～43cm、幅22～29cmとなっている。一方、佐平林遺跡の瓦は長さ32cm、幅25cmであるので、第V類の大きさに含まれる。第V類は、関和久官衙遺跡に瓦を供給していた泉崎村関和久窯跡第3号窯跡で焼成されたものである。その年代観によると8世紀の中葉を前後する時期とされている。さらに、白河郡衙跡に関連する泉崎村関和久上町遺跡においても、関和久官衙遺跡と同様に平瓦第V類が出土している。

これらのことから、関和久官衙遺跡や関和久上町遺跡などから持ち込まれた可能性が高いものと考えられる^(註1)。なお、関和久上町遺跡では、竪穴住居跡・掘立柱建物跡・土坑・溝跡などから瓦が出土している。そのなかでも、関和久神社地区S I 11・18・121、高福寺地区S I 151、上町東地区S I 05などの竪穴住居跡では、袖・天井の補強材として瓦が利用されていた。このことから、佐平林遺跡においても、瓦は竪穴住居跡のカマドに利用され、その後廃棄されたと考えている。

6 まとめ

以上、佐平林遺跡から出土した瓦について検討してみた。その結果、平瓦に限られていること、出土点数が少ないことなどから、瓦葺きの建物が存在したとは考えがたい。これにより、他の場所から持ち込まれたことが考えられ、その場所は関和久官衙遺跡や関和久上町遺跡とした。そして、関和久官衙遺跡や関和久上町遺跡において瓦が持ち出された段階（8世紀後半～9世紀）で、すでに瓦葺建物が廃絶していたことが推測できる^(註2)。

このことから、本遺跡と関和久官衙遺跡や関和久上町遺跡とのつながりが窺われる。その詳細については明確ではないが、本遺跡からは帯金具の丸軋、多様な硯、施釉陶器などが出土していることから、「官衙関連遺跡」に該当するものと考えられる。今後とも様々な視点で検討が必要と考えている。

<註>

(註1) このことは、すでに報告書（福島県教育委員会1980）において述べられていることである。

(註2) 陸奥国の郡衙跡を検討した戸田有二氏によると、瓦葺建物は「8C後半代で廃絶し9C代には瓦葺以外の建物に変える。」と指摘されている。（1994 戸田有二「官衙に於ける瓦葺建物の終末」『古代官衙の終末をめぐる諸問題』）

<引用・参考文献>

- 大川 清 1955 「本邦古瓦埴の特殊用途」『金鈴 第5号』早稲田大学考古学談話会
東村教育委員会 1976 「二本松遺跡」『東村史 上』
福島県教育委員会 1978 「大日原C遺跡」『母畑地区遺跡分布調査報告Ⅱ』
福島県教育委員会 1978 「佐平林遺跡（Ⅰ～Ⅳ区）」『母畑地区遺跡発掘調査報告Ⅱ』
福島県教育委員会 1979 「板倉前B遺跡」『母畑地区遺跡発掘調査報告Ⅲ』

白河市佐平林遺跡出土の瓦について

- 福島県教育委員会 1980 「佐平林遺跡（Ⅷ区）」『母畑地区遺跡発掘調査報告Ⅴ』
福島県教育委員会 1984 『関和久上町遺跡Ⅱ』
福島県教育委員会 1985 『関和久遺跡』
福島県教育委員会 1986 「関林A遺跡」『母畑地区遺跡分布調査報告Ⅹ』
福島県教育委員会 1994 『関和久上町遺跡』
福島県教育委員会 1995 「大日原C遺跡」『母畑地区遺跡発掘調査報告37』
辻 秀人 1995 「福島県・東北の古代官衙とその周辺」『地方官衙とその周辺』
吉野滋夫 1996 「東村五蔵田A遺跡と浅川町染遺跡採集の瓦」『しのぶ考古 11』
福島県教育委員会 1996 「佐平林遺跡（Ⅵ区）」『母畑地区遺跡発掘調査報告39』
福島県教育委員会 1996 「板倉前B遺跡」『母畑地区遺跡発掘調査報告39』
独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所 2004 「X-1 官衙関連遺跡と末端官衙」『古代の官衙遺跡
Ⅱ 遺物・遺跡編』